



1. 特集：RCEP について

2020年11月、第4回東アジア地域包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership、以下「RCEP」という。）首脳会合がオンライン形式で開催され、15か国がRCEP協定に署名しました。今後、ASEAN10か国の過半数と、それ以外の署名国の過半数の国内批准手続きの完了によって発効します。

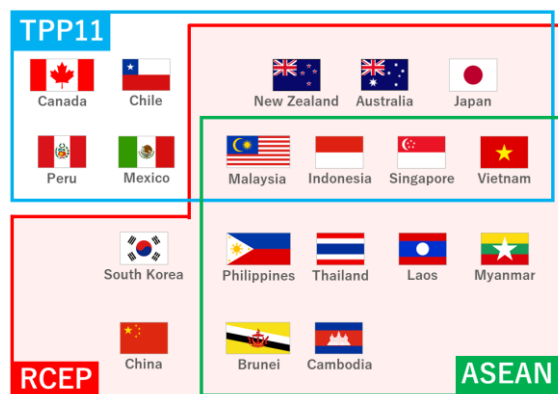
同協定が発効すれば、日本から中国および韓国に向けた輸出の関税撤廃率が大幅に増加するほか、東アジアやASEANに跨る多様なサプライチェーンにおいても活用することが可能となり、多くの信用金庫取引先にとっても関税等で大きなメリットがあると思料されます。

本稿では、RCEPの合意内容のほか、日本にもたらされる恩恵および東アジア地域を取り巻く環境の変化について説明します。

(1) RCEP とは

RCEPは、ASEAN10か国と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドの15か国が参加する広域・包括的経済連携構想で、2012年11月のASEAN関連首脳会合で交渉上げが宣言、2020年11月に署名が行われました。当初はインドも交渉に参加していましたが、国内産業への影響を懸念し、2019年に交渉不参加を表明しました。同協定が発効すれば、世界の国内総生産（GDP）の約30%、世界人口の約30%、世界貿易の約28%を占める巨大自由貿易圏が形成されます。環太平洋パートナーシップ

(図表1) RCEP, TPP11 参加国および ASEAN 加盟国



(備考) 信金中央金庫作成

に関する包括的および先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership, TPP11）における参加国の経済が、世界のGDPの約13%を占めていることと比較すると、その大きさがわかります。

(2) 東アジア地域初のメガ EPA

RCEPの意義の一つとして、現在自由貿易協定（Free Trade Agreement, FTA）が未発効な国間で、新たにFTAが形成されることが挙げられます。RCEPに署名した15か国間のうち、FTAカバー率（FTAが発効済みの国間の貿易が占める割合）は58%を占めていますが、残り42%の貿易はFTAによってカバーされていません。RCEPはアジア域内のFTAカバー率を大幅に引き上げる効果を持っています。

また、RCEP は、日本にとって貿易額 1 位の中国、3 位の韓国（2019 年）との初の経済連携協定（Economic Partnership Agreement, EPA）となります。同協定発効後の関税撤廃率（品目数ベース）は、中国→日本は 86%、韓国→日本は 81%となる一方で、日本→中国は 86%、日本→韓国は 83%となります。工業製品に注目した場合、中国→日本は 98%（RCEP 発効前 47%）、韓国→日本は 93%（同 47%）、日本→中国は 86%（同 8%）、日本→韓国は 92%（同 19%）に上昇します。日本から中国および韓国へ工業製品を輸出する際の関税撤廃率は、従来非常に低かったことから、RCEP 締結による関税撤廃率の上昇は、日本にも大きなメリットがあると期待できます。

(3) 合意内容

イ. 農林水産品

農林水産品における各国から日本への関税撤廃率について、中国→日本は 56%、韓国→日本は 49%、ASEAN および豪州、ニュージーランド→日本は 61%と、TPP11 等と比較して大幅に低い水準に抑制されました。なお、コメや麦などのいわゆる「重要 5 品目」については、関税引下げの対象から外されました。

また、清酒の関税率について、日本→中国は 21 年目の撤廃（RCEP 発効前は 40%）を、日本→韓国は 15 年目の撤廃（同 15%）を目指し、段階的に引き下げます。

ロ. 工業製品

工業製品における日本から RCEP 締約国市場への輸出では、全体平均で 92%の品目の関税が撤廃されます。貿易額の大きい対中国、対韓国についても、9 割程度の工業品（品目ベース）で、日本から輸出する際の関税を段階的に撤廃します。例えば、中国への輸出においては、現在 2~8.4%程度の関税がかかっているエンジン部品の一部などについて RCEP 発効から 11 年目または 16 年目に関税撤廃します。

(図表 2) 対中国における関税撤廃の合意内容

日本市場から中国市場へ		中国市場から日本市場へ		
	現行関税	合意内容	現行関税	合意内容
農林水産品	ほたて貝 10%	関税撤廃 11年目または21年目	冷凍野菜の総菜 9%	関税撤廃 11年目
	清酒 40%	関税撤廃 21年目	紹興酒 42.4円/L	関税撤廃 21年目
工業製品	エンジン部品 2~8.4%	関税撤廃 11年目または16年目	理化学用試薬 4%, 5%	即時撤廃
	電気自動車用 モーターの一部 10%, 12%	関税撤廃 16年目または21年目	不織布 10%	関税撤廃 11年目または16年目

(備考) 農林水産省、経済産業省資料より作成

(図表3) 対韓国における関税撤廃の合意内容

日本市場から韓国市場へ		韓国市場から日本市場へ		
→		→		
	現行関税	合意内容		
農林水産品	菓子 (8%)	即時撤廃または10年目撤廃	マッコリ (42.4円/L)	関税撤廃21年目
	清酒 (15%)	関税撤廃15年目	エチレン (5%)	即時撤廃または10年目撤廃
工業製品	ゴム製タイヤ (5%, 8%)	即時撤廃または10年目撤廃	綿織物 (10%)	即時撤廃または10年目撤廃
	シートベルト (8%)	関税撤廃10年目		

(備考) 農林水産省、経済産業省資料より作成

八. その他

工業品や農林水産品の関税削減・引下げに加え、データの流通や知的財産など計20の分野で共通のルールを設けます。投資企業への技術移転要求を禁止するほか、コンテンツやデータなどのデジタル情報について、国境を越えた自由な流通の確保を各国に求めます。

(4) 多様なサプライチェーンへの適応

RCEPの特徴として、これまでASEANと中国、韓国、日本、オーストラリア、ニュージーランドを「線」で結んでいたFTAと異なり、それらの地域を「面」でつなぐこととなり、多様なサプライチェーンに適応したFTAであることが挙げられます。

サプライチェーンは今や、ASEAN自由貿易地域(AFTA)やASEAN+1のFTAを超える広域に及んでいますが、現状、サプライチェーンの実態に既存のFTAが適合できず、FTAを利用できないケースが生じています。RCEPの累積規定(FTA締約国の原産品である原材料を、その他のFTA締約国で利用する場合は同材料を原産材料とみなす規定)を適用できれば、多様なサプライチェーンにおいてFTAを活用できるようになります。

(5) おわりに

信金中央金庫 海外業務推進部では、貿易・関税・投資等に係る内容等を含め、様々な海外ビジネスに関するご相談を承っております。ぜひお気軽にお近くの信用金庫までお問合せください。

2. 最近寄せられた相談事例

Q

ベトナムで板金業、中古車販売、カーメンテナンスを行う現地法人の設立を考えています。どのような規制があるのか教えてください。

A

1. 現地の規制

- ベトナムでは、板金業、中古車販売、カーメンテナンスについての業種は外資に開放されており、100%独資で進出することが可能です。
- 各業種を行う際には、関係当局に申請を行い、ライセンスまたは証明書を取得することが必要となります。板金業を行うことには特段のライセンスは必要ありませんが、中古車両の輸入、中古車販売、カーメンテナンスについては、輸出入ライセンス、小売ライセンス、カーメンテナンスにかかる証明書などが必要です。

2. 中古車両の輸入について

- ベトナム国内で中古車両の輸入販売を行うビジネスは事実上不可能とされています。その理由として、国内の自動車規格基準への適合、関税+特別消費税が高関税率であることが挙げられています。特に右ハンドル車は、輸入前に左ハンドル仕様に改造されたものを含めて輸入禁止となっています。
- 上述のような厳しい条件下ですが、中古車両の輸入が可能である場合、事前に車両輸入をするためのライセンスを取得し、その後車両を輸入する段階で、車両ごとに商工省、交通関係当局のチェックを受ける必要があります。
- 中古車両がベトナムへの輸入を許可されるためには、①製造日からベトナム到達まで5年以内であること、②ベトナムの排出ガス規制と同等または高い規制を有している国で流通している車両であること、③各車両につき、技術的安全性および環境保護に関する検査を受けること、④外国において発行され、輸出日現在有効な流通登録証（または同等の書類）を品質管理局に提出すること、が条件となっています。

3. カーメンテナンスについて

- カーメンテナンス事業を行う場合、修理・メンテナンスのための設備を保有若しくは賃借する等が必要になります。設備については、①修理等のための適切な設備・道具があること、②修理等を行う上で適切な土地建物であること、③受取、修理、引渡検査、洗車、付属品の販売等のための場所が確保されていること、④車両に応じた修理・メンテナンスの場所が確保されていること、等が要求されます。
- 修理・メンテナンスを行うためには、品質管理のための人員・システムが整っていること、車両製造者のサポートを受けられること、安全衛生管理、消防、環境に関して求められる基準を満たすことが要求されます。

4. その他

- 中古車両の輸入ライセンスを取得していても、中古のエンジン、車両フレーム、タイヤ、タイヤチューブ、部品、モーターのほか、エンジンに付属の中古シャシー（新品シャシーでも中古エンジンが付属しているものは対象）は輸入することができません。

Q

アルゼンチンで、動物の糞を原料にして製造した肥料を国内販売していきたいと考えている。現地規制のほか法人設立方法について教えてもらいたい。

A

1. 現地の規制

- アルゼンチンは南米に位置する国で、ブエノスアイレス市を首都として、その他州に分かれて行政管理されています。JETRO の調査では、102 社の日本企業が進出しています。
- アルゼンチンにおける外資系企業は、アルゼンチンの領域外に居住する人または法人が、資本の 49%以上を直接的または間接的に所有しているか、株主総会または経営者会議において優勢となるに足る議決権数を、直接的または間接的に支配している、アルゼンチン領域内に住所を有するすべての企業のことを指します。

2. 主な外資系企業の種類

- 有限会社 (S.R.L.) : 共同経営者 (出資者) の人数は、2~50 人が必要です。最低資本金額は定められていませんが、会社の目的に見合った金額が必要です。
- 単純型株式会社 (S.A.S.) : 業種の制限はなく、インターネット上での手続きが可能です。登録者は事前にアルゼンチンでの納税者番号を有することが条件です。株主は 1 人でも、外国人でも可能となっています。しかし、本稿執筆時点では、この型式での会社設立については、新規受付が停止されています。見直しと修正を求める法案が議会で審議中であり、今後の方向性は不透明です。

3. 企業設立の流れ

- 次の通りとなっています。①アルゼンチン登記所より企業名の承認、②設立に必要な書類の準備、③銀行口座の開設、④登記確認の発行
- 当局に申請する書面はスペイン語で、現地で入手する必要があります。事業によって必要な手続きおよび書類が異なる場合があるため、事前に投資促進機関 (アルゼンチン投資・貿易促進庁 : <https://www.inversionycomercio.org.ar/>) などに確認することをお勧めします。

4. その他

- 動物の糞のような資源の再利用等、環境に配慮した海外への投資については、日本の公的支援策が利用可能です。信金中金は国際協力機構 (JICA)、日本貿易保険 (NEXI) と業務提携を結んでおり、両機関が提供する施策の情報提供が可能です。ご興味がありましたら、お近くの信用金庫にご相談ください。

<編集・発行>

信金中央金庫 海外業務推進部 推進グループ
中央区八重洲 1 丁目 3 番 7 号
<http://www.shinkin-central-bank.jp/>
Tel : 03(5202)7674
Fax : 03(3278)7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。

なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。